

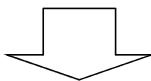
### III 児童デイサービスにおける早期からの就学指導について

#### 1 早期からの就学指導について

本県では、平成20年度から平成21年度の2年間、文部科学省委嘱事業として「発達障害早期総合支援モデル事業」を霧島市において実施しました。その中で、障害のある幼児の早期発見、早期支援に関し、次のような流れが有効であるとの報告がなされています。

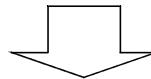
#### とらえる (早期発見)

- 各幼稚園、保育所において、チェックリストや行動観察、関係者からの情報等を整理し、情報の共有化を図る。
- 対象の幼児にかかわる関係者により、どのような支援ができるのかを検討する。



#### つくる、すすめる (早期支援)

- 関係者により検討した支援内容を、保護者を含めた共通理解の下、実施する。
- 「個別の支援計画」等を作成し、「P→D→C→A」のサイクルを生かしながら、継続的に評価、改善をしていく。



#### つなぐ (移行支援)

- 小学校への効果的な引継ぎを行うために、県教育委員会の作成した「移行支援シート」の活用や幼保小連絡会の在り方について研究を進める。

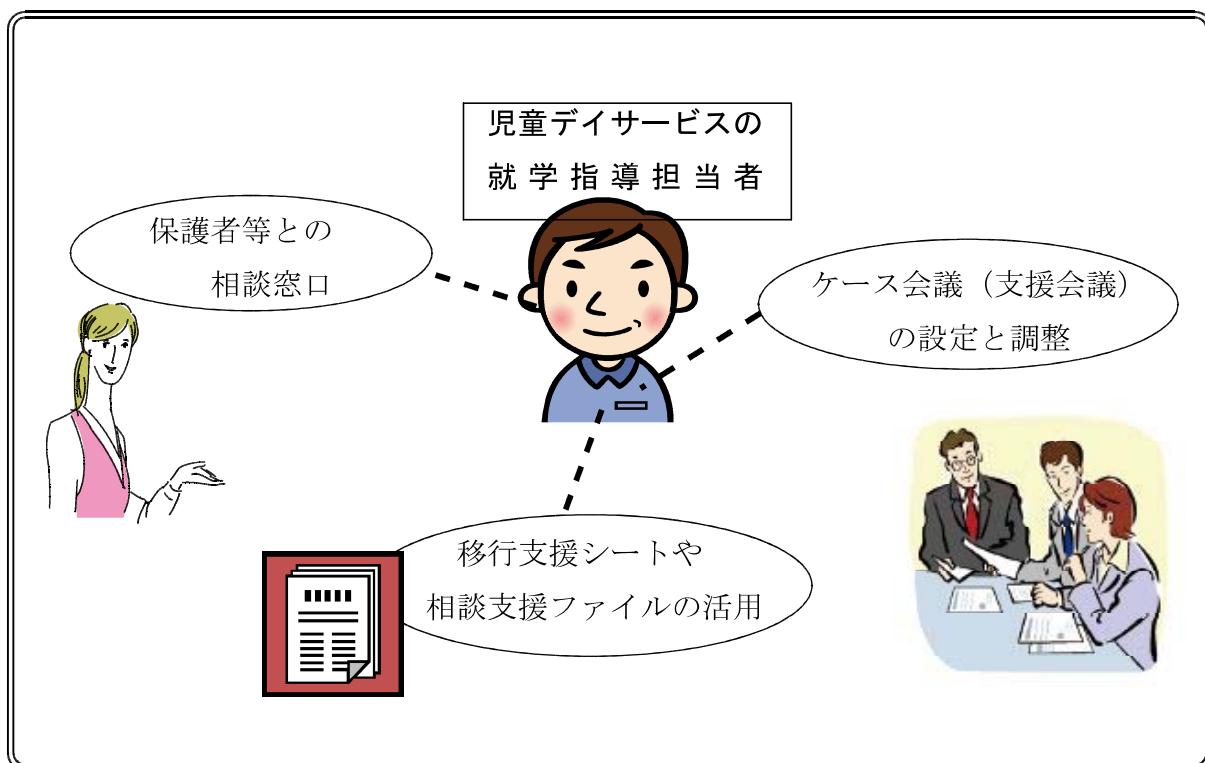
この報告を受け、当該の子どもにかかわる関係者である「児童デイサービス」においても、早期からの就学指導が必要であることが明確になりました。本稿では、児童デイサービスにおける就学指導の取組について紹介します。

## 2 児童デイサービスにおける就学指導の取組

### (1) 就学指導担当者の役割

児童デイサービスにおいて就学指導を担当する者は、図III－1に示すように、本人や保護者のニーズに応じ、在籍している保育所・幼稚園、児童デイサービス、療育施設等の担当者や、就学を希望している小学校又は特別支援学校の担当者、市町村教育委員会、保健・福祉関係者などが一堂に会せるように連絡するなど、就学にかかわる内容をコーディネートします。

また、対象の子どもの課題等を事前に確認・集約するなどして、支援会議等での協議の進行のサポートを行います。

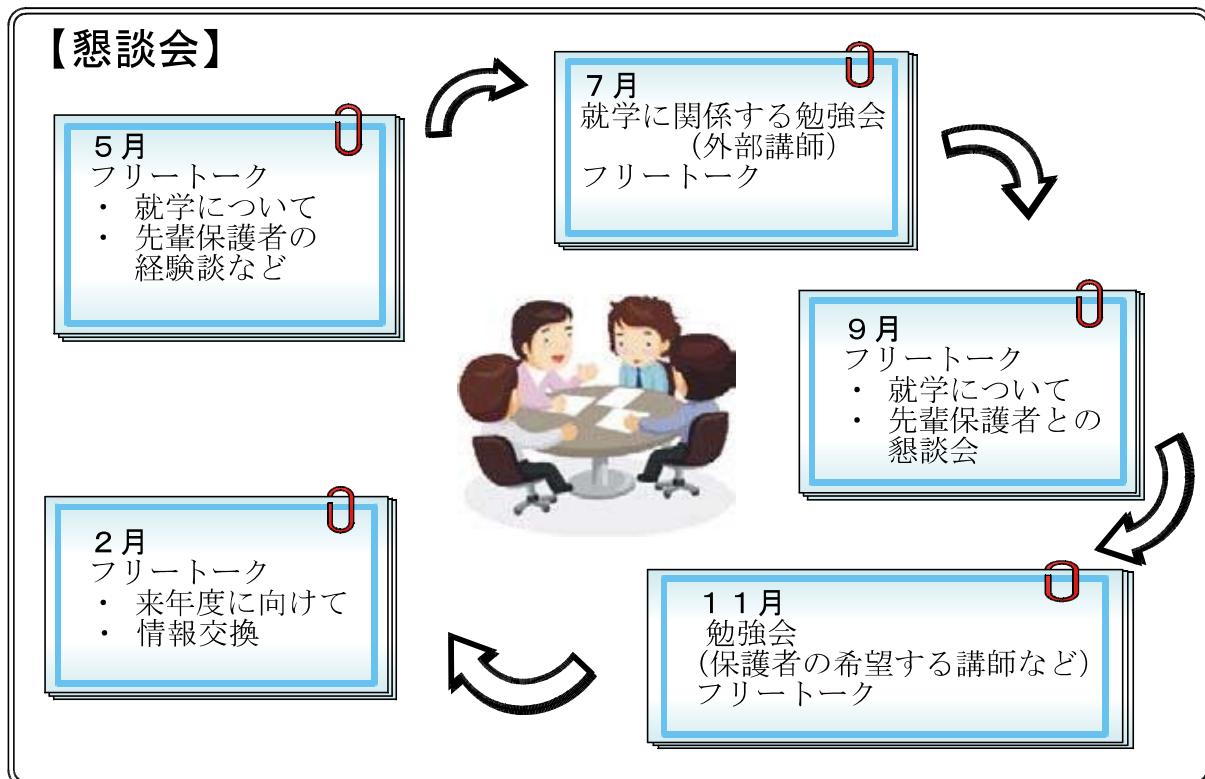


図III－1 就学指導担当者の役割



## (2) 保護者への理解啓発について

児童デイサービスにおける就学についての保護者の理解啓発の一つの方法として、年5回行われている懇談会があります。この懇談会は在園しているすべての保護者を対象にしており、概要は図III-2のとおりです。



図III-2 懇談会の概要

### 【懇談会における留意点等】

- ・就学直前ではなく、児童デイサービスに通園を開始する早期から、保護者に就学の流れを説明し、見通しをもたせることで、子どもの実態等を保護者が受け止めたり、他の保護者の経験談から県こども総合療育センターなどの関係機関の情報を得たりすることにつながります。
- ・基本姿勢としては、フリートークの中で保護者が望む話題を大事にするように心掛けます。そうすることで参加しやすい雰囲気が作られ、すべての保護者が安心して懇談会に参加できるようになります。
- ・勉強会では、一方的に講師の話を聞くだけでなく、お互いに質問や意見をすることで、参加した保護者が就学への見通しがもてるようになります。
- ・保護者への理解啓発の方法としては、懇談会のほかに、日々の活動において、実際に集団の中の子どもの姿を見られるようにしています。親子通園の活動や親子分離の活動において、マジックミラーで子どもたちの活動の様子が見られるようにするなどの工夫をしています。その結果、日常的な子どもの様子を保護者も把握しやすく、具体的な活動場面ごとに支援方法等を検討することができます。

(3) 児童デイサービスと幼稚園、保育所、小学校等との連絡会等による連携

時 期	対 象	共 通 理 解 し た 内 容 等
<u>6 月</u>	幼 稚 園 保 育 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 併行通園児の子どもの家庭の情報の共通理解</li> <li>・ それぞれの場面における課題の確認、支援方法の共通理解</li> <li>・ 幼児教育(保育)相談の活用状況の情報交換</li> <li>・ 就園後の状況確認</li> </ul>
<u>8 月</u>	小 学 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 併行通園児の子どもの家庭の情報の共通理解</li> <li>・ それぞれの場面における課題の確認</li> <li>・ 幼児教育(保育)相談の活用状況の情報交換</li> <li>・ 就学に向けた保護者の意向確認や、小学校での課題等の確認（支援員配置の必要性など）</li> </ul> <p>※ 開催は、幼稚園、保育所と合同の場合もある。</p>
<u>12 月</u>	幼 稚 園 保 育 所 小 学 校 特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在籍園と就学先による来年度就学児の情報提供とつなぎ</li> <li>・ <u>移行支援シートを活用した引継ぎ</u></li> <li>・ 幼児教育(保育)相談の活用状況の情報交換</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">全体会                                    個別相談</p>
<u>1 月</u>	幼 稚 園 保 育 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 併行通園児の子どもの家庭の情報の共通理解 (就学先への不安感等について)</li> <li>・ 支援方法の共有化と小学校への就学の最終確認</li> <li>・ 対象幼児の確認と次年度計画</li> </ul>

連絡会における協議のポイント

- ・ 情報の整理  
(子どもの状態、保護者の考え方等)
- ・ 今できることを一緒に考える。
- ・ 各関係機関の役割整理

その他の連携

- ・ 県こども総合療育センターの巡回相談
- ・ 保健所の総合発達相談会等
- ・ 特別支援学校による巡回相談

#### (4) 保護者に紹介をしている支援をつなぐツールについて

##### ア 「夢 すこやか ファイル」の活用



- 鹿児島市には教育委員会作成の「夢 すこやか ファイル」があります。これは容易にシートを追加できるA4判のリングファイルで、成育歴を含め、各ライフステージでの支援等について、記入することができるようになっています。
- 平成21年度に正式に実施されたばかりであり、小学校との連絡会でも、保護者に紹介してもなかなか利用につながらないとの意見もありました。
- すべての家庭での活用までには至っていませんが、児童デイサービスでは初めての通園の際に紹介して、活用を勧めている園もあります。保護者によっては、通園開始後、様子を見て紹介しています。
- このファイルは、今後の就学支援などの機会に、支援ツールの一つとして有効に活用できるものです。

「夢 すこやか ファイル」は、鹿児島市が未就学児の保護者全員にリーフレット等で広報し、必要な保護者には、教育委員会や保健センター等で配布しています。

##### イ 「移行支援シート」の活用



- 各ライフステージをつなぐツールとして県教育委員会作成の移行支援シートがあります。このシートが整備されるまでは、療育施設等において独自のつなぎシートを使い情報提供をしていましたが、現在ではこの移行支援シートを基本として、成育歴や経過などの情報を追加して移行支援の際に活用しています。
- この移行支援シートは、基本的には保護者の承諾の下に活用されているため、それが難しい場合、移行支援シートの有効性についての理解啓発をどのように図るかが課題になります。

「移行支援シート」の活用について、保護者の了解がなかなか得られない場合があります。幼稚園や保育所での支援の内容について、保護者にしっかりと説明し、記述内容についても、「できない」といった否定的な内容ではなく「こうすればできる」といった前向きな内容にすることで、保護者も小学校等にこれまでの支援の方法等を伝えてほしいという気持ちになり、今後の活用につながります。

(5) 早期からの就学指導が適切な就学につながった事例（ある男児のケース）

ア 児童デイサービスにつながった経緯

1歳から通っている保育所において、年少時に臨床発達心理士の巡回相談で県児童総合相談センター(現在の県こども総合療育センター)での受診を勧められる。その後、発達の遅れを指摘され、児童デイサービスを紹介される。

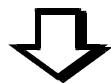
イ 児童デイサービス利用から就学までの取組

来所時(年少クラス:冬)	(園は児童デイサービスを指す)
<p>(子ども)</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落ち着きがない。</li> <li>・ 呼び掛けへの反応が弱い。</li> <li>・ 電車等、興味のある遊具では遊ぶ。</li> <li>・ 言葉は出ない。</li> </ul>	<p>(保護者)</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの困難さに気付き始める。</li> <li>・ 児童デイサービス利用については、まだ、納得していない面もある。</li> </ul>
<p>(園の対応)</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者の理解を進めるために、母子共に活動するグループでの利用を開始する。</li> <li>・ 幼保連絡会において、併行通園先の保育所とこれまでの経緯を確認する。保育所から園訪問の希望があったが、保護者の承諾がなく実現しなかった。この時点では、保護者の児童デイサービスの利用継続を最優先課題とする。</li> </ul>	



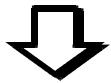
年中クラス(春)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの課題を少しづつ理解しつつ、父親と両方の祖母の協力で児童デイサービスの利用を継続する。母親自身の活動への参加は少なかった。</li> <li>・ 保育所との連絡会で、児童デイサービスの保育所訪問の意向を伝える。</li> </ul> <p>小集団での課題や保育所での課題を整理するために、保護者に保育所訪問のお願いをするが、「見に行くほどの子どもの様子ではない。」との母親の回答だった。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所とは連絡会で情報交換の機会をもち、日々の活動の中で母親同士の会話ができるような機会を設けて、保護者が子どものことを把握できるように心掛けた。</li> </ul>



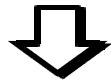
### 年中クラス(冬)

	<ul style="list-style-type: none"><li>来年度、年長クラスになることから、母親自身が就学について考え始める様子が見られる。母親は地域の小学校の通常の学級への就学を希望している。父親は迷っていて、特別支援学級も視野に入れて検討している。連絡会で保育所と園の意向を確認した結果、両施設共に現時点では特別支援学級が望ましいのではないかと考えている。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>保護者に、小学校の通常の学級の実態により近い保育所での活動を見てもらうとともに、本児にとって最も適切な環境を検討するために、園による保育所訪問のお願いを再度行った。</li><li>保護者から、保育所訪問の承諾を得る。市の就学教育相談への参加について、保護者にいつ伝えるかなどを保育所と打ち合わせた。</li></ul>



### 年長クラス(春)

	<ul style="list-style-type: none"><li>他の母親の話などを参考に、実際に小学校の訪問をする。懇談会での市教育委員会からの就学についての話などにも参加して、より現実的に就学に向き合おうとする姿が見られた。</li><li>通常の学級へという保護者の希望を受けて、保護者を含めた三者面談（保護者、保育所、園）を実施した。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>就学教育相談への参加を勧め、了承をいただく。</li><li>「夢 すこやか ファイル」の活用を勧めたところ、その意義を理解してもらい、活用することになった。</li></ul>



### 年長クラス(夏)

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 小学校への訪問などを通して、母親からは「本児のことを考えると迷いはあるが、特別支援学級が望ましいのかもしれないと思う。」と就学先の希望変更の申し出があった。</li><li>・ 父親は特別支援学級が望ましいと考えている。</li><li>・ 保育所の担任が園での活動を見学に来る。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保護者と保育所それぞれと面談を行い、市の就学教育相談に向けて意向を確認した。</li></ul>



### 年長クラス(秋)

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市の就学教育相談に参加する。これまでの相談から「親の思いとしては通常の学級に就学させたいと思ってしまうが、子どもにとっては特別支援学級が望ましいと思う。」「まだ、これからも迷てしまいそうなので、その時は今日の決心に立ち返れるような言葉を掛けてください。」といった前向きの言葉もあった。</li><li>・ 就学教育相談の結果は、特別支援学級への入級が望ましいとのことであった。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保護者の意向を確認した上で、特別支援学級への入級の方向で了承を得て、<b>小学校・保育所・園の連絡会</b>を行い、情報共有の場を設けた。</li><li>・ 保護者に<b>移行支援シート</b>の活用の承諾を得る。</li></ul>

### 3 早期からの就学指導についてのまとめ

(成績：○ 課題：●)

- 不安を感じる保護者にとっては、他の保護者の経験談等を聞くことが有効であり、関係機関との連携や特別支援学校等の見学にもつながる。
- ケース会議だけでなく、連絡会等で就学に関係している職員同士が一堂に会することで情報を共有することができ、その後のスムーズな支援につながる。
- 特別支援学校の巡回相談や市の教育相談は、専門家の意見等を聞くよい機会として、積極的に活用することが大切である。
- 相談支援ファイルや移行支援シートが有効なツールであることは理解できるが、活用方法等については継続して検証する必要がある。
- 幼稚園、保育所、小・中学校、特別支援学校は、特別支援教育コーディネーターを中心に、就学指導に取り組んでいるので、全体をコーディネートする役割のキーパーソンを各市町村に置くことが望まれる。

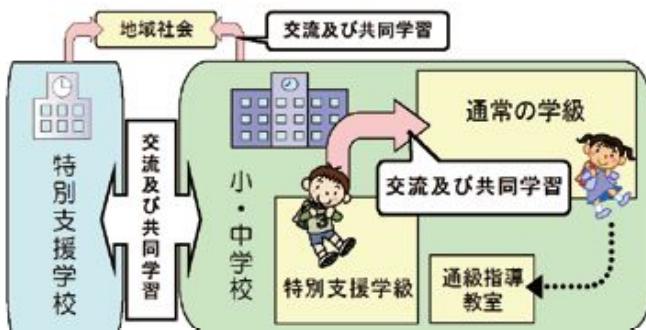
#### 就学指導で留意したいこと

- ・ ケースにかかわった時点で、就学指導は始まっていることを認識する必要がある。
- ・ 各機関が一方的な見立てや支援にならないように、ケースを支える機能の充実を図るには、診断、保育、療育、訓練に携わる者同士がより一層連携を深める必要がある。
- ・ 保護者への早い段階からの情報提供が必要である。また、情報が不確実な場合は保護者も混乱するので、専門家による講演会や市町村教育委員会による就学説明会などを実施し、いくつかの選択肢があることを理解してもらうことが大切である。
- ・ 就学指導に携わる担当者は、保護者が絶えず葛藤の中にいることを認識し、その葛藤に寄り添いながら、共に悩み、共に喜ぶ支援(療育)の実践を重ねることが大切である。そのため、担当者は常に国や県の動向についてアンテナを張り、担当している子どもが、今後生涯を通した支援により適切な社会生活が送れるように、将来を見据えた教育相談を行うことを目指して取り組みたい。

## 【コラム2】 「インクルーシブ教育」と「交流及び共同学習」②

障害の有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現のためには、障害のある人と障害のない人が互いに理解し合うことが必要です。そのためには、障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは、障害のある子どもと地域社会の人たちとが触れ合い、共に活動する機会を設けることが大切です。

平成23年8月施行の改正障害者基本法においても、交流及び共同学習を積極的に進め、相互理解を促進することが規定されています。改訂された学習指導要領においても、交流及び共同学習を計画的、組織的に行なうことが位置付けられています。



※ 交流及び共同学習には、小・中学校等と特別支援学校との交流及び共同学習や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒が通常の学級（交流学級）で活動を行う交流及び共同学習があります。

### 【交流及び共同学習のポイント】

障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があります。交流及び共同学習を進めるときの留意点として、次のようなものがあります。

- ・ 活動を「交流である」とか「共同学習である」とか区別するのではなく、一体の概念として、推進していくこと。
- ・ 学校の教育活動として、交流及び共同学習を教育課程に明確に位置付けること。
- ・ 指導・支援に当たる関係者が、活動の必要性や意義、計画、配慮事項などについて、十分に共通理解すること。

### 【障害理解教育のポイント】

交流及び共同学習を円滑に行なうためには、周りの子どもに対する障害理解教育を充実することが大切です。その際、以下のような留意点があります。

- ・ 教師自身が障害のある子どもを正しく理解し、周りの子どものモデルになるようなかかわりをすること。
- ・ 「かわいそう」、「助けてあげよう」といった一方的に支援しなければならないというような誤解を抱かせないこと。
- ・ 障害についての正しい知識や、障害のある子どもに対する適切な支援や協力の仕方等についての理解を促すこと。
- ・ 日ごろからお互いの多様性を認め合えるような温かな学級集団をつくること。

### 【コラム3】 ICFによる障害のとらえ方(ICIDHからICFへ)

平成21年3月に告示された特別支援学校の学習指導要領では、自立活動の目標において「障害に基づく種々の困難」が「障害による学習上又は生活上の困難」に改められるとともに、内容の改善や指導計画作成上の手順が明確にされるなど大きな改訂がなされました。その背景の一つに、ICF (International Classification of Functioning, Disability and Health:国際生活機能分類) の採択などに示される障害のとらえ方の変化があります。

ICFは、それまで用いられていた、ICIDH (International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps:国際障害分類) の改訂版として、平成13年にWHO総会で採択されました。

ICIDHの考え方は、疾患や変調が原因となって機能障害（インペアメント）が起こり、さらに日常生活や学習上の種々の困難すなわち様々な能力障害（ディスアビリティ）が引き起こされ、その結果として個人に社会的不利益（ハンディキャップ）を生じさせるというもので、教育はディスアビリティの部分に改善や克服へのアプローチが期待されていました。例えば、脳性まひという診断のあるEさんの状態は、図3-1のように整理されます。

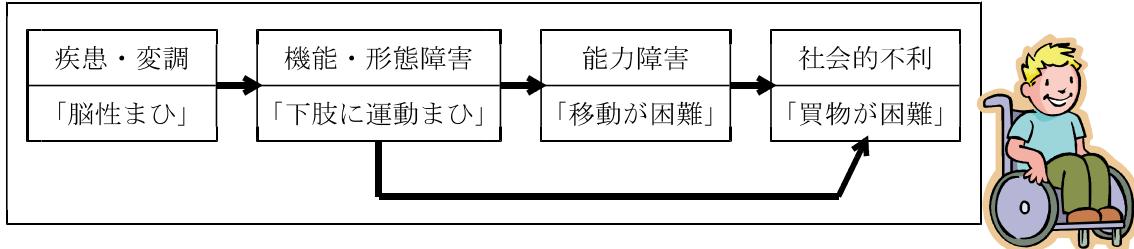


図3-1 ICIDHの視点からみたEさんの状態

ここから考えられるEさんへの指導・支援として、これまで、下肢の動きを少しでも改善することや車いすの移動をもっと速くできるようにすることなど、Eさん自身の困難さへの働き掛けが重視されがちでした。このようなICIDHの考え方は、障害を疾病等に基づく個人の問題として限定し、障害によるマイナス面のみを取り上げていると指摘されるようになりました。そこで、ICFの考え方が採択され、障害を個人の問題ととらえず、生活機能との関連で把握し、環境要因等も含めて、プラス面をも見つめた多面的、総合的なとらえ方をしていくことにしました。具体的には、人間の生活機能は「心身機能・身体構造」、「活動」、「参加」の三つの要素で構成されており、それらの生活機能に支障のある状態を「障害」ととらえています。そして、生活機能と障害の状態は、健康状態や環境因子等と相互に影響し合うものと説明され、構成要素間の相互関係については、図3-2のように示されています。

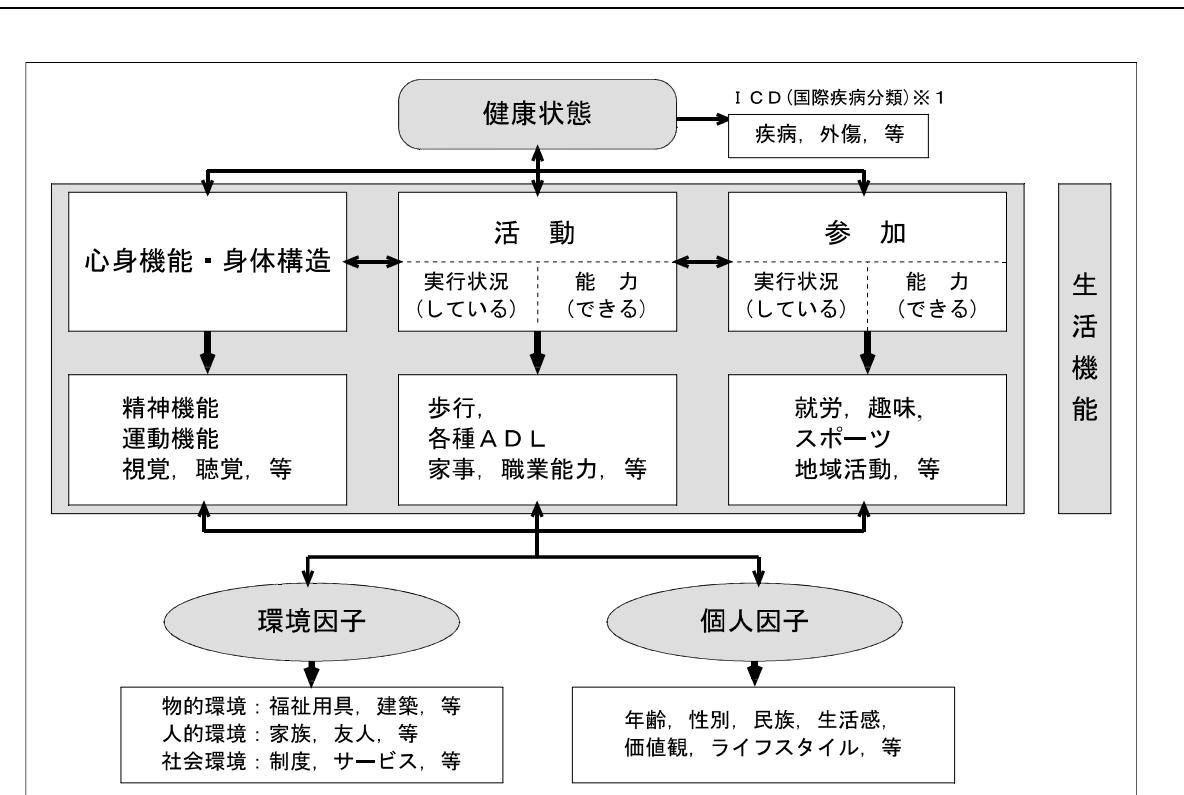


図3-2 構成要素間の相互作用モデル（概念図：具体例が入ったもの）

(出典) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「生活機能分類の活用に向けて」

※1 I C D (国際疾病分類) は、疾病や外傷等について国際的に記録や比較を行うためにWHO（世界保健機関）が作成したものである。I C Dが病気や外傷を詳しく分類するものであるのに対し、I C Fはそうした病気等の状態にある人の精神機能や運動機能、歩行や家事等の活動、就労や趣味等への参加の状態を環境因子等のかかわりにおいて把握するものである。

(文部科学省 特別支援学校学習指導要領解説自立活動編より抜粋)

I C Fの障害のとらえ方を踏まえると、前述のEさんの場合、どのようにとらえられるでしょうか。例えば、電動車いすがあったり、バリアフリーの環境が整っていたり、近くに支援者がいたりすると、下肢の運動まひの状態はあっても、移動が可能となり、好きなときに外出することができます。また、外出の経験をもつと、自分にできる、もっと出かけたいという自信や意欲をもつことができ、車いす操作の練習に一層取り組んだり、自分から積極的に周りの人にかかわり、必要な支援を求めようしたりすることが考えられます。すなわち、Eさんを取り巻く環境因子や個人因子を含めてとらえることで、活動制限が改善されたり、参加制約が軽減されたりすることになります。そうすると、Eさんへの指導・支援も、車いすの性能や周りの環境の在り方、周囲への支援の求め方なども含めて、検討していくことが求められてきます。

このように、I C Fの障害のとらえ方を理解することによって、障害のある子どもの状況や指導・支援の方法を、多面的、総合的にとらえることが可能になります。